

# 四半期報告書

(第67期第2四半期)

自 平成28年7月1日

至 平成28年9月30日

日本アビオニクス株式会社

東京都品川区西五反田八丁目1番5号

## 表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

## 第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

## 第3 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	10
(7) 議決権の状況	11

2 役員の状況	12
---------	----

## 第4 経理の状況 13

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	16
四半期連結損益計算書	16
四半期連結包括利益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18

2 その他	21
-------	----

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 22

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月4日
【四半期会計期間】	第67期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)5436-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経理部長 榎本 実
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【電話番号】	東京(03)5436-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経理部長 榎本 実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第2四半期 連結累計期間	第67期 第2四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年9月30日	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	11,581	9,723	22,920
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	10	△150	479
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△129	2,113	115
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△123	2,036	△168
純資産額 (百万円)	6,824	8,815	6,779
総資産額 (百万円)	28,572	26,158	27,548
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額 (円)	△4.59	74.82	4.10
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	51.34	2.92
自己資本比率 (%)	23.9	33.7	24.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	802	4,922	124
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△206	△223	△225
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△44	△4,661	△8
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	2,807	2,183	2,145

回次	第66期 第2四半期 連結会計期間	第67期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	12.98	71.06

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高は、消費税及び地方消費税(以下消費税等という。)抜きの価格で表示しております。
3. 第66期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社企業グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当社は平成28年7月7日開催の取締役会において、プリント配線板事業を沖電気工業株式会社グループに事業移管することを決議しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当社は平成28年7月7日開催の取締役会において、東海旅客鉄道株式会社（以下、JR東海）が推進するリニア中央新幹線計画に協力するため、プリント配線板の製造を分担している連結子会社の山梨アビオニクス株式会社の敷地の一部をJR東海に譲渡し、当該敷地から建物等を収去する補償としてJR東海から補償金を収受すること、また、プリント配線板事業を沖電気工業株式会社グループに事業移管することを決議し、それぞれ契約を締結いたしました。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社企業グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続いているものの、円高により輸出関連企業を中心に設備投資への慎重な姿勢が継続するなど、企業収益の改善には足踏みがみられました。また、英国のEU離脱問題や中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れするリスクがあるなど、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社におきましては、平成28年7月7日開催の取締役会において、JR東海が推進するリニア中央新幹線計画に協力するため、プリント配線板の製造を分担している連結子会社の山梨アビオニクス株式会社の敷地の一部をJR東海に譲渡し、当該敷地から建物等を収去する補償としてJR東海から補償金を収受すること、また、プリント配線板事業を沖電気工業株式会社グループに事業移管することを決議し、同日発表しております。

このような事業環境において、当第2四半期連結累計期間における売上高は、宇宙・防衛事業においては、防衛市場で国内調達が増加していること、民需事業においては海外市場の開拓も含め積極的に展示会に出展するなどし、新規顧客の獲得に努めたものの、顧客が設備投資を抑制したこと、及び前連結会計年度に計測事業を譲渡したことにより減少したため、前年同四半期比18億58百万円減少の97億23百万円（前年同四半期比16.0%減）となりました。損益に関しましては、売上高の減少等により、営業損失1億3百万円（前年同四半期48百万円の営業利益）、経常損失1億50百万円（前年同四半期10百万円の経常利益）となりましたが、JR東海からの収去する資産等に対する補償金を特別利益として36億94百万円計上し、また、事業移管に係る費用等を特別損失として10億4百万円計上したことから、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、21億13百万円（前年同四半期1億29百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

なお、収去する資産等に対する補償金に関しましては、特別利益として上記計上額の他に、平成30年3月期に14億77百万円、土地の引渡時に22億16百万円を計上する予定であります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 「情報システム」

情報システムは、売上高が防衛市場で国内調達が減少している影響により前年同四半期比11億83百万円減少の54億16百万円（前年同四半期比17.9%減）となりました。

損益に関しましては、諸経費の削減に努めたものの売上高の減少により前年同四半期比1億90百万円悪化の65百万円のセグメント損失となりました。

#### 「電子機器」

電子機器は、接合機器がスマートフォン等情報機器に使用される電子部品の小型化に対応する生産設備の需要を取り込み、好調に推移し増収となったものの、計測事業譲渡による減収に加え、赤外線機器は市場低迷、感染症対策向け機器の減少等による影響で減収となったことから、売上高は前年同四半期比4億69百万円減少の29億38百万円（前年同四半期比13.8%減）となりました。

損益に関しましては、プロダクトミックスの変動による利益の増加及び諸経費の削減に努めた結果、前年同四半期比69百万円改善の1億34百万円のセグメント利益となりました。

#### 「プリント配線板」

プリント配線板は、車載向けの半導体高温スクリーニングテスト用基板が好調に推移しましたが、平成28年7月7日に公表いたしました「プリント配線板事業の移管」の影響もあり、売上高は前年同四半期比2億5百万円減少の13億67百万円（前年同四半期比13.1%減）となりました。

損益に関しましては、生産性の向上による原価低減に努めたものの、売上高の減少により前年同四半期比30百万円悪化の1億73百万円のセグメント損失となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ37百万円増加し、21億83百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」

営業活動の結果獲得した資金は、49億22百万円（前年同四半期は8億2百万円の獲得）となりました。これは主に補償金の受取による収入があったことによるものであります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」

投資活動の結果使用した資金は、2億23百万円（前年同四半期は2億6百万円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出があったことによるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」

財務活動の結果使用した資金は、46億61百万円（前年同四半期は44百万円の使用）となりました。これは主に借入金の返済による支出があったことによるものであります。

なお、当第2四半期連結会計期間末における借入金残高は、前連結会計年度末に比べ46億61百万円減少し、39億77百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社企業グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社企業グループの研究開発費総額は1億74百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社企業グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	76,000,000
第1種優先株式	4,000,000
第2種優先株式	1,500,000
計	80,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式76,000,000株、第1種優先株式4,000,000株、第2種優先株式1,500,000株であり、合計は81,500,000株となりますが、発行可能株式総数は、80,000,000株とする旨定款に規定しております。

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,300,000	28,300,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
第1種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	800,000	800,000	非上場	単元株式数 1,000株 (注) 1、2、3
第2種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	1,500,000	1,500,000	非上場	本株式は単元株 制度を採用して おりません。 (注) 4、5、6
計	30,600,000	30,600,000	—	—

(注)

1. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は以下のとおりであります。
  - (1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
  - (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
    - ① 修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値
    - ② 修正の頻度：毎年4月1日
  - (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
    - ① 取得価額の下限：113円
    - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：7,079,646株(平成28年9月30日現在における第1種優先株式の発行済株式総数800,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の25.0%)
  - (4) 当社の決定により第1種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。
2. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)に関する事項は以下のとおりであります。
  - (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
  - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
  - (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
  - (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
取決めはありません。

3. 第1種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

後記(2)①に定める第1種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

① 優先配当金

当会社は、定款に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される利益配当金（以下、「第1種優先株式配当金」という。）を支払うものとする。ただし、当該事業年度において下記に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。

② 優先配当金の額

第1種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第1種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第1種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.0%)

「日本円TIBOR」とは、平成15年10月1日（配当起算日）及びそれ以降の毎年4月1日（以下第1種優先株式配当算出基準日という。）現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次の第1種優先株式配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第1種優先株式配当算出基準日とする。第1種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））を日本円TIBORに代えて用いるものとする。

③ 優先中間配当金の額

1株当たりの優先中間配当金の額は、第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額とする。

当会社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額（以下、「第1種優先株式中間配当金」という。）を支払う。

④ 非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当会社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当会社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当会社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。



(5) 取得請求権

第1種優先株主は、平成18年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間（以下、「取得請求可能期間」という。）において、繰越利益剰余金の当期末残高から、当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、当社が下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。当社は、第1種優先株式を取得すると引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当社は、平成18年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第1種優先株式を取得すると引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当社は、法令の定めに従い、第1種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利

第1種優先株主は、平成22年4月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求（以下、「第1種転換請求」という。）することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成22年4月1日における普通株式の時価とする。当該時価が113円（以下、「第1種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記③に規定の転換価額の調整の要因が平成22年4月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記③の規定に準じて同様な調整をするものとする。

上記「時価」とは、平成22年4月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成23年4月1日以降毎年4月1日（以下、「第1種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記①の規定の第1種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記③により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第1種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに} \quad \text{第1種優先株主が転換請求のために提出した第1種優先株式} \\ \text{交付すべき普通株式数} \quad = \quad \frac{\text{の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無  
会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。
- (10) 議決権を有さないこととしている理由  
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
4. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質は以下のとおりであります。
- (1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
- ① 修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値
- ② 修正の頻度：平成30年以降毎年10月1日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 取得価額の下限：69円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：  
21,739,130株（平成28年9月30日現在における第2種優先株式の発行済株式総数1,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の76.8%）
- (4) 当社の決定により第2種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。
5. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容  
取決めはありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
取決めはありません。
6. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の内容は次のとおりであります。
- (1) 議決権  
後記(2)①に定める第2種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。
- (2) 優先配当金
- ① 優先配当金  
当会社は、定款に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）又は第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された当会社普通株式を有する株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される剰余金（以下、「第2種優先株式配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記③に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。

② 優先配当金の額

第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第2種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.25%)

「日本円TIBOR」とは、平成24年10月1日(配当起算日)及びそれ以降の毎年10月1日(以下、「第2種優先株式配当算出基準日」という。)現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である平成24年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。

③ 優先中間配当金の額

当社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下、「第2種優先株式中間配当金」という。)を支払う。

④ 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 取得請求権

第2種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、直後に到来する8月31日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下、「取得請求日」という。)において、当社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)当社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当社の普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式に対してすでに支払われたか、当社が支払う決定を行った配当金の合計額並びに(ii)当社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当社が前記3.(6)に定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行なったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額及び下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行なったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。当社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当社は、平成27年7月1日以降、法令の定めに従い、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第2種優先株式を取得すると引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当社は、法令の定めに従い、第2種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利

第2種優先株主は、平成29年10月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求（以下、「第2種転換請求」という。）することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成29年10月1日における普通株式の時価とする。当該時価が69円（以下、「第2種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記③に規定の転換価額の調整の要因が平成29年10月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記③の規定に準じて同様な調整をするものとする。

上記「時価」とは、平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成30年10月1日以降毎年10月1日（以下、「第2種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記①の規定の第2種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記③により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

第2種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第2種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係る第2種優先株式の数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日	—	30,600,000	—	5,895	—	750

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本電気株式会社	東京都港区芝5丁目7-1	16,451	53.76
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	441	1.44
日本アビオニクス従業員持株会	神奈川県横浜市瀬谷区本郷2丁目28-2	391	1.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	255	0.83
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	249	0.81
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	242	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	225	0.74
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	218	0.71
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	196	0.64
小野 克久	神奈川県横浜市泉区	181	0.59
計	—	18,849	61.60

(注) 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は255千株であります。それらの内訳は、年金信託設定分211千株、投資信託設定分44千株となっております。  
また、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式のうち信託業務に係る株式数は225千株であります。それらの内訳は、管理有価証券設定分225千株となっております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
日本電気株式会社	東京都港区芝5丁目7-1	14,151	50.25
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	441	1.57
日本アビオニクス従業員持株会	神奈川県横浜市瀬谷区本郷2丁目28-2	391	1.39
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	255	0.91
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	249	0.88
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	242	0.86
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	225	0.80
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	218	0.77
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	196	0.70
小野 克久	神奈川県横浜市泉区	181	0.64
計	—	16,549	58.76

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 800,000 第2種優先株式 1,500,000	— —	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 51,000	—	(注)
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,163,000	28,163	(注)
単元未満株式	普通株式 86,000	—	—
発行済株式総数	30,600,000	—	—
総株主の議決権	—	28,163	—

(注) 内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本アビオニクス(株)	東京都品川区西五反 田八丁目1番5号	51,000	—	51,000	0.17
計	—	51,000	—	51,000	0.17

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,145	2,183
受取手形及び売掛金	11,495	9,510
たな卸資産	※ 4,182	※ 4,675
その他	740	752
貸倒引当金	△2	—
流動資産合計	18,561	17,121
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,375	1,320
土地	4,004	4,004
その他（純額）	632	579
有形固定資産合計	6,013	5,904
無形固定資産		
	292	238
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	1,835	1,880
その他	916	1,084
貸倒引当金	△71	△71
投資その他の資産合計	2,680	2,894
固定資産合計	8,986	9,036
資産合計	27,548	26,158

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,471	3,500
短期借入金	5,405	1,489
未払法人税等	13	625
賞与引当金	809	816
工事損失引当金	—	7
製品保証引当金	39	51
その他	1,467	1,045
流動負債合計	11,208	7,535
固定負債		
長期借入金	3,233	2,488
再評価に係る繰延税金負債	994	994
退職給付に係る負債	5,308	5,306
事業移管損失引当金	—	992
その他	24	24
固定負債合計	9,560	9,806
負債合計	20,768	17,342
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,895	5,895
資本剰余金	750	750
利益剰余金	△2,540	△427
自己株式	△13	△13
株主資本合計	4,091	6,204
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	2,253	2,253
退職給付に係る調整累計額	434	357
その他の包括利益累計額合計	2,688	2,610
純資産合計	6,779	8,815
負債純資産合計	27,548	26,158

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	11,581	9,723
売上原価	9,139	7,567
売上総利益	2,442	2,156
販売費及び一般管理費	※1 2,394	※1 2,260
営業利益又は営業損失(△)	48	△103
営業外収益		
技術指導料	2	2
受取手数料	3	3
その他	10	3
営業外収益合計	16	9
営業外費用		
支払利息	47	42
その他	7	13
営業外費用合計	55	55
経常利益又は経常損失(△)	10	△150
特別利益		
受取補償金	—	※2 3,694
特別利益合計	—	3,694
特別損失		
固定資産除却損	0	0
事務所移転費用	13	—
事業構造改善費用	22	—
事業移管損失	—	※3 1,004
特別損失合計	37	1,004
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	△26	2,540
法人税等	102	426
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△129	2,113
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△129	2,113

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△129	2,113
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	0	—
退職給付に係る調整額	5	△77
その他の包括利益合計	5	△77
四半期包括利益	△123	2,036
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△123	2,036
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失 (△)	△26	2,540
減価償却費	224	257
賞与引当金の増減額 (△は減少)	76	7
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△141	△1
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△181	△45
受取利息及び受取配当金	△0	△0
支払利息	47	42
受取補償金	—	△3,694
事業移管損失	—	1,004
売上債権の増減額 (△は増加)	1,597	1,985
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△283	△493
仕入債務の増減額 (△は減少)	439	7
その他	△824	△318
小計	926	1,290
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△49	△44
補償金の受取額	—	3,694
法人税等の支払額	△74	△18
営業活動によるキャッシュ・フロー	802	4,922
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△183	△215
無形固定資産の取得による支出	△35	△9
その他	12	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△206	△223
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	257	△3,764
長期借入金の返済による支出	△301	△897
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△44	△4,661
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	552	37
現金及び現金同等物の期首残高	2,254	2,145
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,807	※ 2,183

【注記事項】

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
製品	583百万円	669百万円
仕掛品	1,975	2,297
原材料及び貯蔵品	1,617	1,679
未着原材料	5	28

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
給与手当等	678百万円	605百万円
賞与引当金繰入額	201	183
技術研究費	196	174

※2 受取補償金

当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

J R東海からの収去する資産等に対する補償金であります。

※3 事業移管損失

当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

プリント配線板事業の移管に関わる費用及び建物解体等に伴い発生する費用であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	2,807百万円	2,183百万円
現金及び現金同等物	2,807	2,183

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1. 配当に関する事項  
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

1. 配当に関する事項  
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	情報システム	電子機器	プリント配線板	合計
売上高				
外部顧客への売上高	6,600	3,408	1,573	11,581
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	6,600	3,408	1,573	11,581
セグメント利益又は セグメント損失(△)	125	65	△142	48

(注)セグメント利益又はセグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	情報システム	電子機器	プリント配線板	合計
売上高				
外部顧客への売上高	5,416	2,938	1,367	9,723
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	5,416	2,938	1,367	9,723
セグメント利益又は セグメント損失(△)	△65	134	△173	△103

(注)セグメント利益又はセグメント損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2 四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり 四半期純損失金額 (△)	△4.59円	74.82円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社 株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (百万円)	△129	2,113
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (百万円)	△129	2,113
普通株式の期中平均株式数 (千株)	28,249	28,248
(2) 潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額	—	51.34円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	12,918
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するもの  
の1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月4日

日本アビオニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水谷英滋 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北村雄二郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本アビオニクス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月4日
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 山後 宏幸
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長 秋津勝彦及び最高財務責任者 山後宏幸は、当社の第67期第2四半期（自平成28年7月1日 至平成28年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。